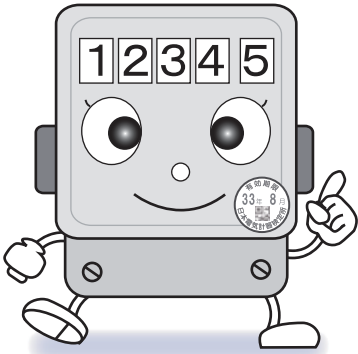


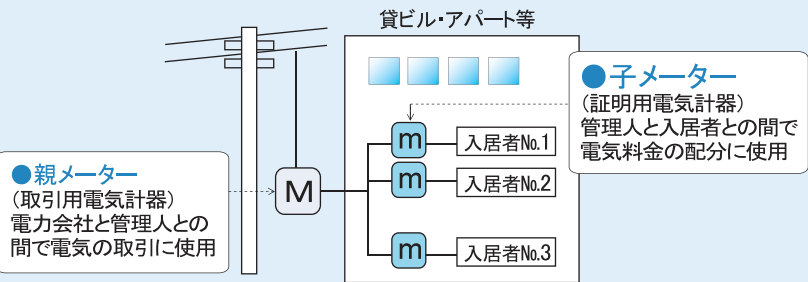
(証明用電気計器) 子メーターの取替え

検定有効期限切れしていませんか？



子メーターとは？

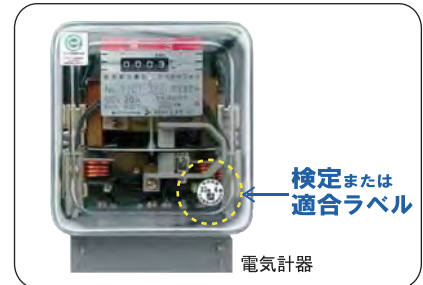
貸ビル、アパート等で、その所有者が電力会社に一括で支払った電気料金を、各室へ配分するために用いる電気計器のことです。



●ご存知ですか？

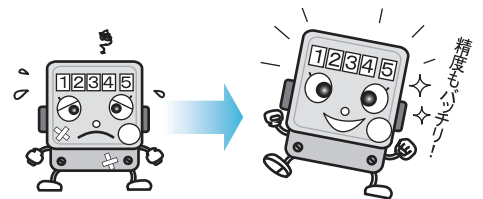
子メーターは計量法によって有効期限が定められており、期限が過ぎたまま使用されますと、データの信頼性がなくなるだけでなく、**法律違反**となります。

そのためには、日本電気計器検定所の検定か基準適合検査を受けた子メーターに交換する必要があります。



有効期限の切れる前に取替えましょう！

★取替えはエネゲートにお任せ下さい！



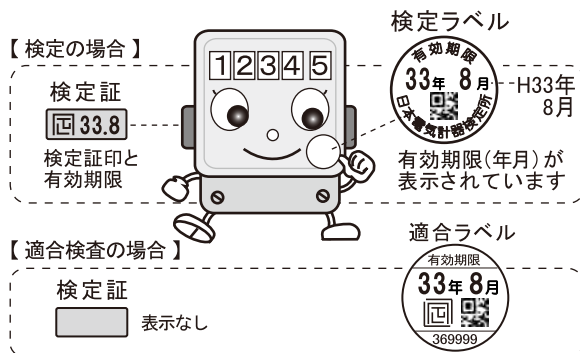
エネゲートは

- ① 経済産業省に、電力量計の製造・修理事業者として、関西で唯一届出をしています。
- ② 関西電力の電力量計の製造・修理等、豊富な実績で技術的にも安心です。
- ③ 安価・短納期で電力量計の取替えを行います。またリサイクルしたメーター **エコマーク認定品** (裏面参照) にすれば、更にお安くなります。
- ④ 低圧・高圧・特別高圧計器、変成器の取替え等、多様な対応ができます。
- ⑤ 検定有効期限の管理等を含めた一切のメンテナンスも承っております。

■有効期限の確認方法

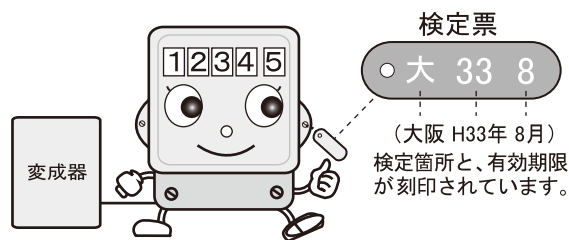
メーターを単独で使用の場合

ガラスカバー正面に貼付けられている丸い検定(適合)ラベルの数字をご確認下さい。



メーターを変成器とともに使用の場合

封印ネジに取付けられているファイバー製の検定票の刻印をご確認下さい。



確認して下さい!

■検定有効期間

名称		定格電流	検定有効期間
電力量計	単独計器	30A・60A・120A・250A	10年
	変成器付計器	5 A	※ 電子式 7年 機械式 5年

※変成器付で、定格電圧が300V以下で定格一次電流が120A未満の変流器とともに使用されるものは7年になります。(120A以上は5年)

■計量法から関係箇所の抜粋

●計量法第16条(使用の制限)

次の事項に該当する特定計量器※は使用してはならないと定められています。

※「特定計量器」とは計量法第2条(計量)における取引もしくは証明における計量に使用される計器

- (1) 検定証印または、基準適合証印が付されていないもの。
- (2) 検定証印または、基準適合証印の有効期間を経過したもの。
- (3) 変成器とともに使用する電気計器の場合、付属変成器と同じ合番号が付されていないもの。

●計量法第148条(立入検査)

経済産業省または、都道府県もしくは特定市町村の検査員の立入検査があります。

●計量法第172条(罰則)

違反して使用した場合「6ヶ月以下の懲役もしくは50万以下の罰金、またはこれを併科」されます。

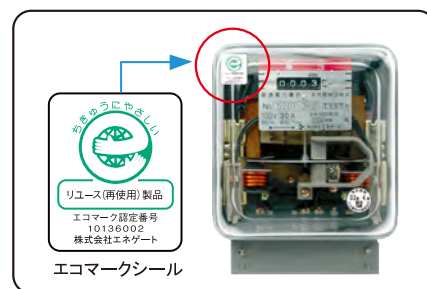
■当社の「子メーター」はエコマーク認定品

H23年3月、当社の子メーターは財団法人日本環境協会よりリユース製品の分野においてエコマークの認定を受けました。

【エコマーク】

私たちの身のまわりにある様々な商品(製品やサービス)の中で環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品に付けられる環境ラベルです。

当社は、検定有効期間が満了となった子メーターを、一旦取り外し、清掃・分解・組立・不良部品の取替・再塗装・器差調整・検定を行った上で、お客さまに再利用します。これにより、資源の有効活用及び環境保全活動の推進を図っています。



【お問い合わせ先】

■営業開発部

〒531-0077 大阪市北区大淀北1-6-110
TEL 06-6458-7936 FAX 06-6458-9347